

**兵高教組
調査情報 15号
2015年10月1日 賃金学習資料**

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

県「行革」による賃金削減と「給与の総合的見直し」 賃金確定に向けて学習しましょう —基礎編—

私たちの賃金は、毎年10月中旬ごろ出される「県人事委員会勧告」に基づき、県教委との交渉(賃金確定交渉)によって決定します。今、私たちの賃金はどうなっているのでしょうか。

人事院・人事委員会は、公務員の労働基本権制約の代償機関

日本の公務員は、労働基本権が著しく制約されており、特に民間のような団体交渉は行えず、争議行為は禁止されています。そのため、公務員の賃金その他の労働条件については、国家公務員に対しては人事院が、都道府県・政令市の地方公務員に対しては人事委員会が「給与勧告」を出し(国人勧及び県人勧)、これに基づいて労働組合が当局と交渉(賃金確定交渉=確定交渉)し、決定されます。

公務員の労働基本権が制約されたのは、戦後の労働運動の高揚に対してGHQと国家権力が危機感を抱いたからです。団結権・団体交渉権・団体行動権の3つを労働三権と言いますが、日本では団結権=労働組合の結成についてさえも制約されています。

給与勧告は、その年の4月の「民間給与実態調査」に基づき、民間との均衡や、必要生計費等を勘案して出されます。

給与構造改革(2006年~)

公務員バッシングとしての賃金削減の始まりが、2005年勧告の「給与構造改革」(2006年より実施)でした。これは、民間賃金が最も低

い地域に合わせてこれまでの給料表を平均4.8%切下げ、民間給与が高い地域については新設の地域手当を順次引上げるというものでした。

給与構造改革は、中高齢層の賃金を7%切り下げて賃金上昇のカーブを「フラット化」させ、昇級しないと賃金が上がらないしくみにしました。また、地域手当は、東京特別区には18%(給料表額に対する率)当てるごとに、中央官僚へ賃金を集中させるしくみにしました。

給与構造改革を実施して賃金が下がる職員については、下がる前に受けた額を(切下げ後の、給料表上の額の方が上回るまで)「現給保障」することとしました※。兵庫県では、このときの現給保障を受けている職員が、まだ12%もあります。(※国は2013年4月に打切り)

県「行革」(2008年~) —兵庫県の最大の賃金問題

兵庫県当局は、2007年交渉において、「新『行革』プラン」による賃金削減を提案してきました。これは、地域手当の一率2%引下げを含め、全体で5%にも及ぶ削減でした。

県「行革」による賃金削減は、当初5年間という交渉での約束でしたが、8年目の今年もいまだ継続して行われています。

「新『行革』プラン」では、「震災からの『創造的復興』で相当無理をした」ので県財政が危機的状況になったなどと説明しています。しかし、「創造的復興」の実態は、震災前から計画されていたハコモノ公共工事を一気に詰め込んで実施したもので、本来の県民生活の復旧にはほんのわずかな金額しか使われていません。そして、県民の暮らしや県職員の賃金を削りながらも、ムダな公共工事が続けられました。

「新『行革』プラン」による賃金削減の主な内容は次の通りです。(一般職員)

給料表額(現給保障額)の減額率(号給等による)	3%→2.3%、2.8→2.1%、2.5→1.8%
地域手当を2%削減	1級地 10%→8% 2級地 7%→5% 3級地 5%→3%

2013年7月~2015年3月は、東日本大震災を口実とした国家公務員賃金削減に合わせた、国の強制による賃金削減が行われました。この時は、給料表額の大幅な引き下げの影響を緩和するよう、地域手当が以前の支給率に戻りましたが、現在は再び削減されています。

カット前の賃金と民間賃金を比べる、県人勧は不当

県「行革」による賃金カットが行われて以降、兵庫県人事委員会は、受け取ってもいない賃金カット前の給料表上の「架空の」賃金と民間賃金を比べた公民拠差による勧告・報告を出し続けています。

例えば2012年の勧告は、行革カット後は民間賃金より19,988円低いが、カット前では民間より486円高いので、この額を引き下げる勧告です。

人事委員会は、当初、行革カットについて、「勧告とは別の観点から、議会の議決を経て、労使協議で」決定されたとしていましたが、昨年の勧告では「適正な給与水準が早期に確保できるよう」最善の努力を尽くすことを県当局に求めました。

「行革」カットの縮小(2015年~)

高教組・従組・兵庫教組の交渉団は、県教委との確定交渉で「行革」カットの不当性を徹底

糾弾し、2013年よりカット率を緩和させてきましたが、毎回、その年度限りの措置でした。

2014年の確定交渉では、「行革」カットの廃止について年限を切った見通しを示すように徹底して要求しました。その結果、「段階的縮小」の第一歩として、2015年度は1/4の縮小をさせることになりました。

2015年度の賃金カット縮小の主な内容は次の通りです。(一般職員)

給料表額(現給保障額)の減額率(号給等による)	3%→2.3%、2.8→2.1%、2.5→1.8%
地域手当の削減	1級地 8%→8.5% 2級地 5%→5.5%
	3級地 3%→3.5%

給与の総合的見直し(2015年~)

2014年の国人勧は、「給与の総合見直し」を勧告しました。これは、2006年からの「給与構造改革」が完成したと言った矢先に、ある地域では「公務員給与が民間より高いのではないか」と言われているとして、給料表を平均2%(高齢層は最大4%)引下げ、これによって民間よりも下がる地域については地域手当を引き上げる内容です。(最大は東京の20%)ただし、2014年勧告の時点では、地域手当は2015年は据え置きの上3年かけて引上げること、月例給については3年の間現給保障することとしていました。**兵庫はどうなっているのか?**

これに対する自治体の対応は様々でしたが、兵庫県との比較で考えると、次のことに注目しなければなりません。すなわち「総合的見直し」を導入する時点で自治体独自のカットを継続するのは兵庫と北海道のみで、しかも兵庫だけが地域手当もカットしているということです。

兵庫県も、2015年より給料表の平均2%切下げを行いました。一方、地域手当が昨年より0.5%上がっているのは、「総合的見直し」なのか、「行革」カットの緩和なのか?県教委はこの点を曖昧にしているのです。これが今季確定の最も大きな問題点のひとつです。

紙面が尽きました。「給与の総合的見直し」の詳細等残していますが、基礎編としてはここまでとします。